

4 条以下で検討すべき論点

(前注) ER とは, Explanatory Report を指す。

第 1 4 条関係

- 1 4 条 1 項及び 2 項に規定する適格事務所要件 (リアリティテスト) について, 実務上, 問題が生じることはないか。
- 2 4 条 1 項の合意の有効性の準拠法は, どのようにして定まるのか。
(注) ER 4 - 19 によれば, 条約による抵触規定ではなく, 法廷地法の抵触規定によるとされている。
- 3 4 条に関して, 他に, 解釈上又は実務上, 議論すべき問題点があるか。

第 2 5 条関係

- 1 現在の契約実務において用いられている契約書は, 「書面による口座管理契約において関連口座管理機関が特定の事務所を通じて当該口座管理契約を締結したことが明示され, かつ, その内容が明確であるとき」という 5 条 1 項の要件を満たしているか (部会資料 2 4, 2 5 参照)。
- 2 5 条に関して, 他に, 解釈上又は実務上, 議論すべき問題点があるか。

第 3 7 条関係

- 1 7 条 1 項の変更の合意の有効性の準拠法は, どのようにして定まるのか。
- 2 7 条によれば, 旧法に基づく証券上の利益と新法に基づく証券上の利益の優先関係は, 新法によって定まることになる (7 条 3 項及び 4 項) が, 実務上, 問題が生じることはないか。
- 3 7 条に関して, 他に, 解釈上又は実務上, 議論すべき問題点があるか。

第 4 8 条関係

- 8 条に関して, 解釈上又は実務上, 議論すべき問題点があるか。

第5 16条関係

- 1 3項に関し，日本法が口座管理契約の準拠法となる場合に，日本の国際私法の規定により，口座管理契約のある条項が，2条1項に掲げる事項のいずれかの準拠法を定めるという場合があるか。2条1項に掲げる事項については，日本の国際私法上，当事者自治は認められておらず，口座管理契約の条項によって2条1項に掲げる事項の準拠法が定まる場合はない(したがって，日本法が口座管理契約の準拠法となる場合には，3項が適用されることはない)という理解でよいか。
- 2 我が国は，2項の宣言(この条約の国際的な発効後で，かつ，我が国において発効する前に締結された口座管理契約については，16条3項及び4項を適用してはならない旨の宣言)をする必要があるか。
 - (1) 2項でいうところの「口座管理契約にこの条約に関する明示の言及がない場合("Unless an account agreement contains an express reference to this Convention")」とは，どのような場合をいうのか。
 - (2) 宣言によって3項及び4項の適用を排除することができるのは，ギャップ期間(この条約の国際的な発効後で，我が国において発効する前の期間)に締結された口座管理契約についてのみであるが，この期間に限って宣言を認める趣旨は何か。
 - (3) 宣言をして3項及び4項が適用されない結果，どのような解釈がとられることになるのか。

(注) ER16 - 11, 16 - 13では，3項及び4項の解釈上の支援を受けることなく，4条及び5条を直接適用することによって準拠法が定まるとされている。
 - (4) 以上の検討及び上記1の検討を踏まえて，我が国は，2項に基づく宣言をする必要があるか。
- 3 我が国は，3項の宣言(口座管理契約において証券口座が管理される国について明示的に合意されている場合には，口座管理契約に2条1項に掲げる事項のいずれかの準拠法とする明示の文言があっても，3項は適用しないと宣言)をする必要があるか。
 - (1) 我が国における口座管理契約の実務上，証券口座が管理される国を

合意する慣行があるか。

(2) そのような慣行があるとして、その国の法令を準拠法とする意思を有している場合があるか。

4 16条に関し、他に、解釈上又は実務上、議論すべき問題点があるか。

第6 その他

上記の各条以外の条項について、解釈上又は実務上、議論すべき問題点があるか。